平成２４年（フ）第７０６号
京都市西京区大枝東新林町１丁目１番地　14棟306号
債務者　井口　孝志
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
兵庫県西宮市高畑町２番１―707号
債務者　樋口　葉子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６７号
兵庫県西宮市枝川町３番120―403号、前住所大阪府枚方市印田町26番27―203号
債務者　長嶋　聰子（旧姓千）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６号
奈良市尼辻北町９番45―206号
債務者　福田　大平
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１９１号
奈良市西木辻町111番地の１　岡田マンション405号
債務者　小林　義治
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
鳥取県鳥取市雲山296番地10　アーバンツインピア2102号、旧住所鳥取県鳥取市滝山543番地14
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６号
鳥取県鳥取市雲山296番地10　アーバンツインピア2102号、旧住所鳥取県鳥取市滝山543番地14
債務者　小林　政憲
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９号
島根県出雲市湖陵町三部1036番地３
債務者　青木　　保
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２３号
山口県長門市通969番地
債務者　山中　和美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１８６号
愛媛県松山市空港通６丁目６番15号　エスト南斎院313号
債務者　髙橋　金久
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８９号
愛媛県松山市愛光町９番11号　第86杉フラット403号
債務者　髙木　秀樹
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９０号
愛媛県松山市愛光町９番11号　第86杉フラット403号
債務者　髙木月江こと　蒋　　月江
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９７号
愛媛県松山市朝生田町２丁目１番17号　ＤＯＮＤＡハイツ201号
債務者　仲田　幸司
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０７号
愛媛県東温市南方620番地
債務者　香渡　智章
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０８号
愛媛県東温市南方620番地
債務者　香渡　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
福岡県飯塚市伊岐須152番地
債務者　小野　健一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１３９号
佐賀県佐賀市富士町大字内野16番地23
債務者　姉川　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係